

葛飾区障害者施策推進協議会について

名 称	障害者施策推進協議会（計画28・45頁）	地域自立支援協議会（計画28頁）	障害者差別解消支援地域協議会（計画87頁）
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者施策推進計画、障害者福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況の管理、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の課題の把握 ■ 課題への対応・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者差別に係る課題の把握 ■ 差別解消策の策定
設 置 根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に定める障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児に対する施策を総合的かつ効率的に推進するため、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者総合支援法第89条の3第1項 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者差別解消法第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
関係する会議	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者施策推進計画策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 葛飾区障害者就労支援部会（設置要領） ■ 身体・知的障害者相談支援部会（設置要領） ■ 精神障害者就労及び相談支援部会（設置要領） ■ 差別解消部会（設置要領） ■ 地域生活支援部会（設置要領） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地域自立支援協議会」として位置づけ。 ■ 「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者施策推進協議会」が役割を担うが、テーマごとに関係機関による専門的な意見交換ができるよう部会で協議することとし、部会で協議した内容を「障害者施策推進協議会」に報告する形をとっている。 	



反映



反映

計画の進捗管理、検討	各種事業の実施、制度の見直し 差別解消策の実施
------------	----------------------------



反映



反映

次 期 計 画 の 策 定